別紙１

特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業（概要）

目的

区内特養ホームに勤務する介護職員等の住まいの確保を支援することで、福祉・介護職員の確保定着を図る

事業の内容

１　対象事業所　区内特別養護老人ホーム（地域密着型含む）
２　対 象 宿 舎　法人が賃貸借契約を結んでいる宿舎
３　対象入居者　直接雇用されている介護職員、看護職員、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、医師（常勤職員）
４　補 助 経 費　対象法人が支出した宿舎借り上げに係る経費（令和６年４月１日以降の賃料、共益費等）。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。
５　補 助 要 件　原則として１事業所４戸を上限とし、一人あたり１０年間までとする。
※ただし、都事業の要件を満たす宿舎については、都事業の利用可能戸数を全戸利用することを前提とする。
※１戸あたり上限４年の条件を今年度より撤廃。
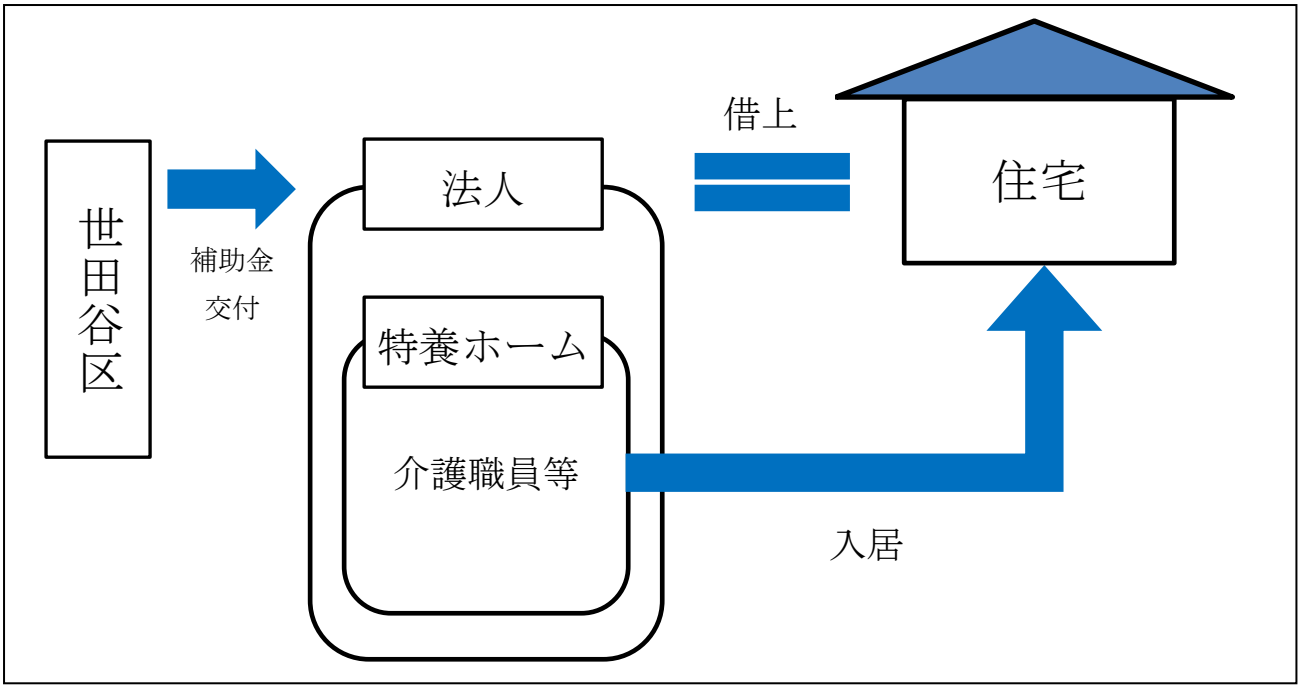
６　補助基準額　１戸あたり、月額８万２千円まで
７　補　助　率　７／８（１０円未満切り捨て）